

# 企画競争説明書

## (QCBS方式)

業務名称：アフリカ地域 IFNA における ICSA 展開促進のための情報収集・確認調査 (QCBS)

調達管理番号：23a00106

### 【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出するプロポーザル」とに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する見積書の見積額に基づいた価格評価点の総合点により評価・選定を行うことにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、契約交渉権者を行う契約交渉において協議し、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

「4. (2) 上限額」を超えた見積が本見積として提出された場合、当該プロポーザル・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますのでご注意ください。

2023年5月31日

独立行政法人国際協力機構

調達・派遣業務部

# 第1章 企画競争の手続き

## 1. 公示

公示日 2023年5月31日

## 2. 契約担当役

理事 井倉 義伸

## 3. 競争に付する事項

(1) 業務名称：アフリカ地域 IFNA における ICSA 展開促進のための情報収集・確認調査 (QCBS)

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください<sup>1</sup>。(全費目課税)

(4) 契約履行期間(予定)：2023年8月～2025年3月

新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議の上決定します。

(5) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヵ月を超えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記(4)の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

1) 第1回(契約締結後)：契約金額の24%を限度とする。

2) 第2回(契約締結後13ヵ月以降)：契約金額の16%を限度とする。

## 4. 担当部署・日程等

(1) 選定手続き窓口

調達・派遣業務部 契約第一課

電子メール宛先：[outm1@jica.go.jp](mailto:outm1@jica.go.jp)

担当者メールアドレス：[Nomura.Junko2@jica.go.jp](mailto:Nomura.Junko2@jica.go.jp)

(2) 事業実施担当部

経済開発部 農業・農村開発第二グループ第五チーム

---

<sup>1</sup> 電子入札対象案件では、電子入札システムに入力する金額は税抜きとなりますが、消費税課税取引ですので、最終見積書及び契約書は消費税を加算して作成してください。

### (3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	期限日時
1	配付依頼受付期限	2023年 6月 6日 12時
2	企画競争説明書に対する質問	2023年 6月 14日 12時
3	質問への回答 6月7日12:00までの受領分	第1回 回答日 2023年 6月 12日
4	質問への回答	第2回(最終)回答日 2023年 6月 19日
5	プロポーザル等の提出用フォルダ 作成依頼	プロポーザル等の提出期限日の 4営業日前から1営業日前の正午 まで
6	本見積額(電子入札システムへ送 信)、本見積書及び別見積書、プ ロポーザル等の提出日	2023年 6月 23日 12時
7	プレゼンテーション	行いません。
8	プロポーザル審査結果の連絡	見積書開封日時の2営業日前まで
9	見積書の開封	2023年 7月 6日 10時
10	評価結果の通知日	見積書開封日時から1営業日以内
11	技術評価説明の申込日(順位が第 1位の者を除く)	評価結果の通知メールの送付日の 翌日から起算して7営業日以内 (連絡先: e-propo@jica.go.jp)

## 5. 競争参加資格

### (1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン(2022年4月)」を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

### (2) 利益相反の排除

以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。  
特定の排除者はありません。

### (3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者  
とします。

なお、共同企業体の構成員(代表者を除く。)については、上記(1)の2)に  
規定する競争参加資格要件を求めません(契約交渉に際して、法人登記等を確認  
することがあります)。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届(様式はありません。)を作成  
し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社

の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

## 6. 資料の配付依頼

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法（2023 年 3 月 24 日版）」に示される手順に則り依頼ください（依頼期限は「第 1 章 企画競争の手続き」の「4.（3）日程」参照）。

（URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

提供資料：

- ・ 第 3 章 技術提案書作成要領に記載の配付資料
- ・ 「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022 年 4 月 1 日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022 年 4 月 1 日版）」

「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022 年 4 月 1 日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022 年 4 月 1 日版）」については、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後、受注した場合は履行期間終了時に速やかに廃棄することを求めます。

## 7. 企画競争説明書に対する質問・回答及び説明書の変更

### （1）質問提出期限

- 1) 提出期限：上記 4.（3）参照
- 2) 提出先：上記 4.（1）選定手続き窓口宛  
CC: 担当メールアドレス
- 3) 提出方法：電子メール

- ① 件名：「【質問】調達管理番号\_案件名」
- ② 添付データ：「質問書フォーマット」（JICA 指定様式）

注 1) 質問は「質問書フォーマット」（JICA 指定様式）に記入し電子メールに添付して送付してください。本様式を使用されない場合は、回答を掲載しない可能性があります。JICA 指定様式は下記（2）の URL に記載されている「公示共通資料」を参照してください。

注 2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

注 3) 質問提出期限内であれば、何回でも質問の提出を受け付けます。

### （2）回答方法

上記 4.（3）日程のとおり、原則 2 回に分けて以下の JICA ウェブサイトに掲載します。

（URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

## 8. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：上記4. (3) 参照

(2) 提出方法

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法（2023年3月24日版）」をご参照ください。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

1) プロポーザル

- ① 電子データ (PDF) での提出とします。
- ② 上記4. (3) にある期限日時までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールを [e-koji@jica.go.jp](mailto:e-koji@jica.go.jp) へ送付願います。
- ③ 依頼メール件名：「提出用フォルダ作成依頼\_ (調達管理番号) \_ (法人名)」
- ④ 依頼メールが1営業日前の正午までに送付されない場合はプロポーザルの提出ができなくなりますので、ご注意ください。
- ⑤ プロポーザル等は パスワードを付けずに GIGAPOD 内のフォルダに格納 ください。

2) 本見積額

- ① 電子入札システムを使用して、別見積指示の経費の金額を除く金額（千円未満切り捨て。消費税は除きます。）を、上記4. (3) 日程の提出期限までに電子入札システムにより送信してください。
- ② 上記①による競争参加者の本見積額により価格点を算出し、総合点を算出して得られた交渉順位の結果を別途、全ての競争参加者に通知します。この通知は電子入札システムの機能によらず、契約担当者等から電子メールにより行います。この際に、交渉順位1位となった競争参加者には上記の本見積額に係る見積書（含む内訳書）にかかるパスワードを求めます。

3) 本見積書及び別見積書、別提案書

本見積書、別見積書、及び別提案書（第3章4. (2) に示す上限額を超える提案がある場合のみ）は GIGAPOD 内のフォルダに格納せず、パスワードを設定した PDF ファイル とし、上記4. (3) の提出期限までに、別途メールで [e-koji@jica.go.jp](mailto:e-koji@jica.go.jp) へ送付ください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

(3) 提出先

1) プロポーザル及び

「JICA 調達・派遣業務部より送付された格納先 URL」

2) 見積書（本見積書及び別見積書）及び別提案書

- ① 宛先：[e-koji@jica.go.jp](mailto:e-koji@jica.go.jp)
- ② 件名：(調達管理番号) \_ (法人名) \_ 見積書  
[例：20a00123\_〇〇株式会社\_見積書]
- ③ 本文：特段の指定なし
- ④ 添付ファイル：「20a00123\_〇〇株式会社\_見積書」
- ⑤ 見積書及び別提案書のPDFにパスワードを設定してください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願いま

す。

- (4) 提出書類
  - 1) プロポーザル・見積書
  - 2) 別提案書（第3章4.（2）に示す上限額を超える提案がある場合のみ）
- (5) 電子入札システム導入にかかる留意事項
  - 1) 作業の詳細については、電子入札システムポータルサイトをご確認ください。  
(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html>)
  - 2) 電子入札システムを利用しない入札は受け付けません。

## 9. 契約交渉権者の決定方法

- (1) 評価方式と配点

プロポーザルに対する技術評価点と見積書に対する価格評価点を合算して評価します。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、**配点を技術評価点80点、価格評価点20点とします。**
- (2) 評価方法
  - 1) 技術評価

「第2章 プロポーザル作成に係る留意事項」の別紙「プロポーザル評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点とします。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2022年4月）」より以下を参照してください。

    - ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」、
    - ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
    - ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

また、第3章4.（2）に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず（プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします）、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格となります。**なお、合否の結果をプロポーザルに記載のメールアドレス宛にお知らせします。不合格の場合、電子入札システムに送信いただいた見積額の開札は行いません。**

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

## 技術評価の基準

当該項目の評価	評価点
当該項目については極めて優れており、高い付加価値がある業務の履行が期待できるレベルにある。	90%以上
当該項目については優れており、適切な業務の履行が十分期待できるレベルにある。	80～90%
当該項目については一般的な水準に達しており、業務の履行が十分できるレベルにある。	70～80%
当該項目については必ずしも一般的なレベルに達していないが、業務の履行は可能と判断されるレベルにある。	60～70%
当該項目だけで判断した場合、業務の適切な履行が困難であると判断されるが、他項目の提案内容・評価によっては、全体業務は可能と判断されるレベルにある。	40～60%
当該項目の評価は著しく低いものであり、他項目の提案内容・評価が優れたものであったとしても、本項目の評価のみをもって、業務の適切な履行が疑われるレベルにある。	40%以下

### 2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に以下について加点されません。

#### ① 業務管理体制及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）としてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

### 3) 価格評価

価格評価点は、①最低見積価格の者を100点とします。②それ以外の者の価格は、最低見積価格をそれ以外の者の価格で割り100を乗じます（小数点第三位以下を四捨五入し小数点第二位まで算出）。具体的には以下の算定式により、計算します。

① (価格評価点) = 最低見積価格 = 100点

② (価格評価点) = 最低見積価格 / (それ以外の者の価格) × 100点

ただし、ダンピング対策として、競争参加者が第3章4.(2)に示す上限額の80%未満の見積額を提案した場合は、上限額の80%を見積額とみなして価格点を算出します。

上限額の80%を下回る見積額が最も安価な見積額だった場合、具体的には以下の算定式により価格点を算出します。

最も安価な見積額：価格評価点 = 100点

それ以外の見積額(N)：価格評価点 = (上限額 × 0.8) / N × 100点

\* 最も安価ではない見積額でも上限額の80%未満の場合は、上限額の80%をNとして計算します。

#### 4) 総合評価

技術評価点と価格評価点を80：20の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分をそれぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

$$(\text{総合評価点}) = (\text{技術評価点}) \times 0.8 + (\text{価格評価点}) \times 0.2$$

#### (3) 見積書の開封

価格評価点の透明性確保のため、電子入札システムを介して提供された本見積額（消費税抜き）は上記4.（3）日程に記載の日時にて開封します。また、電子入札システムへの送信額は消費税抜き価格としてください。電子入札システムにて自動的に消費税10%が加算されますが、評価は消費税抜きの価格で行います。

なお、技術評価の確定に時間を要し、見積額の開封の日時が延期されることもあります。その場合、競争参加者に対し、再設定された日時を連絡します。

※不合格の場合、電子入札システムへ送信いただいた見積額は開札しません。

#### (4) 契約交渉権者の決定方法

- 1) 総合評価点が最も高い競争参加者を契約交渉権者として決定します。
- 2) 総合評価点と同点であった場合は、技術評価点の高い競争参加者を優先します。
- 3) 最も高い総合評価点が複数あり、更にその内複数の技術評価点と同点であった場合は、くじ引きにより契約交渉権者を決定します。

### 10. 評価結果の通知・公表と契約交渉

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記4.（3）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。



## 第2章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」別紙「プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

### 第1条 総則

この仕様書は、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という。）と受注者名（以下「受注者」という。）との業務実施契約により実施する「アフリカ地域 IFNA における ICSA 展開促進のための情報収集・確認調査（QCBS）」に係る業務の仕様を示すものである。

### 第2条 調査の背景・経緯

アフリカは、栄養改善が極めて強く要請される地域であるにもかかわらず、食料不足人口は2億2,000万人を超える。慢性栄養不良の子どもは年々増加し、現在は5,900万人（全世界の38%）。発育阻害（stunting）の有病率については、アフリカでは1990年から2010年にかけてほとんど改善が見られず、アジアが49%から28%と大幅な改善を達成したのに対し、アフリカでは依然40%程度と高水準かつ増加傾向にある。

2014年のマラボ宣言においては、繁栄の共有と生活の向上のための農業の成長と変革の加速、2025年までのアフリカの飢餓撲滅及び栄養改善が謳われている。また、持続可能な開発目標（SDGs）の目標2では、飢餓の撲滅、栄養の改善等が掲げられている。こうした目標の達成に貢献すべく、JICAは、アフリカにおいて飢餓と栄養不良を克服するための国際的な取組を加速するため、アフリカ連合開発庁-アフリカ開発のための新パートナーシップ計画調整庁（AUDA-NEPAD）等のパートナーと協働で「食と栄養のアフリカ・イニシアチブ（IFNA）」を2016年のTICAD VIの際に立ち上げた。

IFNAは、2025年までの10年間で、アフリカの各国政府のオーナーシップのもと、栄養改善戦略の策定やマルチセクターでの栄養改善活動の実践等に取り組んでいる。当初参加10か国<sup>2</sup>においては、国別の栄養改善のためのアクションプランとして「IFNA 国別行動戦略」（以下、「ICSA」）を取りまとめ、各国で特定される栄養分野における重点課題、重点対象地域、重点地域における改善に向けた方針、介入内容等を取りまとめた。加えてマルチセクター・マルチステークホルダーでの活動や、栄養状態改善のために必要な栄養素を十分量確保しうる農産物の生産およびその摂取を促進するアプローチ（Nutrient Focused Approach：NFA）の推進などを、エチオピア等で実施してきた。また、JICAではこれまで農村地域において農業等を通じた栄養改善に取り組む中央および地方政府機関の行政官を対象に栄養に関する研修も実施している。

<sup>2</sup> ガーナ、ナイジェリア、ケニア、エチオピア、マラウイ、モザンビーク、セネガル、ブルキナファソ、マダガスカル、スーダン

こうした取り組みをさらに推進し、マラボ宣言の達成に貢献すべく 2019 年 8 月の TICAD7 の際に開催された IFNA のハイレベル・サイドイベントでは、「IFNA 横浜宣言 2019」を採択し、アフリカの子ども 2 億人の栄養改善に向けて IFNA の取り組みを全アフリカに拡大することを宣言した。更に 2022 年 8 月の TICAD8 での栄養サイドイベントでは、IFNA のこれまでの知見やアプローチを紹介すると共に、地産地消型学校給食における今後の IFNA の道筋を議論し、食と農業による栄養改善のための幅広いパートナーシップを世界に向けて発信する等啓発活動にも取り組んできた。

これらの経緯をふまえ、IFNA 最終年である 2025 年までの「IFNA 横浜宣言 2019」の実現及び 2026 年以降の ICOSA 推進に関する提言取りまとめを目的とした本情報収集・確認調査を実施する。

### 第 3 条 調査の目的と範囲

本調査では、アフリカ地域を対象に IFNA 最終年である 2025 年までの「IFNA 横浜宣言 2019」の実現及び 2026 年以降の ICOSA 推進に関する提言取りまとめに向けて、以下を行う。

(1) 各国 IFNA フォーカル<sup>3</sup>から提案されるパイロット事業 (ICOSA 展開型) 及び、JICA が実施する研修 (課題別研修及び地域研修) に参加した研修員のアクションプランの実施支援 (フォローアップ (FU) 型) を行い、成果、課題を明らかにし、ICOSA 推進及び栄養改善活動の他国展開に向けた教訓抽出及び提言を取りまとめる。

(2) 別途実施予定の「NFA (Nutrient Focused Approach) アプリ活用促進調査」と連携の上、パイロット事業 (ICOSA 展開型) 関係者の協力を得て同試作版の現場試行を行い、課題等のフィードバックを取りまとめる。

(3) 2026 年以降の ICOSA 推進に向けて、IFNA 立上げ時 (2016 年度) 以降の IFNA 関連 JICA 事業レビューを行い、成果、課題、教訓及び提言を取りまとめる。

### 第 4 条 調査実施の留意事項

(1) 本調査は、アフリカ対象国におけるパイロット事業やこれまでの関連事業レビュー等を通じて得られる成果、課題、教訓等をふまえ、2026 年以降のアフリカ各国での栄養改善活動 (ICOSA 関連事業等) の持続的展開に向けた提言を取りまとめる調査 (ICOSA 展開促進調査: コンサルタント等契約) である。なお、別途、NFA 推進に向けて重要なツールとなる NFA アプリの最終化及び持続的システム管理体制構築のための調査 (NFA アプリ活用促進調査: 業務委託契約) を実施予定であり、本調査においては、同 NFA アプリ活用促進調査で開発する NFA アプリの現場試行も行う。なお、「ICOSA 展開促進調査」のパイロット事業については、以下に述べる「ICOSA 展開型」と「研修員 FU 型」の二種類を想定している。また、「NFA アプリ活用促進調査」については、JICA が IFNA 共同議長でもある AUDA-NEPAD (アフリカ開発のためのパートナーシップ) に委託することを想定している。

(2) パイロット事業 (ICOSA 展開型) 実施に関しては、ガーナ、モザンビーク、チャド或いはナイジェリア<sup>4</sup>において、ICOSA に示された重点課題・地域及び各国で取り組まれたパイロット事業の成果等も踏まえつつ、マルチセクターアプローチ (同じ時期、同

<sup>3</sup> 各国の栄養改善に向けた省庁横断的な調整機能を有する組織や部局。

<sup>4</sup> ICOSA 策定状況、先行パイロット事業成果を踏まえた次期パイロット事業コンセプトノート作成状況、及び 2023 年 3 月に実施した地域研修参加状況等を踏まえて選考。

じ場所で複数セクター（農業、保健、水・衛生、等）による包括的な介入を行うアプローチ、以下「MSA」。）やNFAを実践するパイロット事業を実施する。パイロット事業実施の際は持続性に鑑み、現地のNGO、研究機関、ローカルコンサルタントなどへの再委託を検討する。本事業では、これらアプローチの検証を行なうとともに、資金動員の観点を含めた成果、課題、教訓、提言を抽出し、同アプローチおよびNFAの妥当性の論拠と資金動員の可能性の強化に寄与することにより、その他のアフリカ各国も含めた2026年度以降の栄養改善活動の推進、及び持続性の確保を目指す。

（3）JICAは2017年から栄養に関する課題別研修<sup>5</sup>を実施している。農村地域において農業他マルチセクトラルアプローチによる栄養改善活動を推進するために、アフリカ各国の中央および地方政府機関の行政官を対象に、配属先において農業等を通じた栄養改善プログラムを計画、実施、管理するために必要な知識と能力を強化してきた。同帰国研修員及びIFNA事務局が実施する地域研修<sup>6</sup>参加者（2名/年、計4名程度）による栄養改善活動を、（2）のパイロット事業（ICSA展開型）に加えて、パイロット事業（研修員FU型）として実施する。

（4）本調査後に想定する事業の継続については、相手国政府と共に、JICAの他に現地NGOや国際機関が実施支援を担うべき部分であるため、NGOや国際機関等の開発パートナーが継続して実現可能な事業かという視点で情報を収集し、ICSAに基づいたプロジェクトと資金源となるドナーとの連携を提案し、推進を図る。

（5）本調査においては、南アフリカのIFNA事務局（JICA企画調査員及び栄養改善アドバイザー）と密に連携の上、同事務局が実施する関連活動との相互補完性に留意する。また、本調査実施の際には、IFNAが推進するMSAやNFA、及び「IFNA実施ハンドブック」との整合性にも留意する。

（6）なお、本調査は調査対象国からの要請に基づいて実施するものではないことから、調査の過程において、調査対象国政府等から本調査の実施が技術協力プロジェクト等の案件形成・採択・実施に直接的に繋がるものとの誤解を与えることが無いよう留意のうえ、調査を実施する。

## 第5条 調査の内容

1. 本調査は、以下の4つの業務から構成される。

### （1）パイロット事業（ICSA展開型）の実施

過去に実施されたパイロット事業等の結果に基づき、IFNA事務局を中心に先方政府や他ドナー等関係者と協議の上選定された、NFA、MSA等を実践できるパイロット事業（1年以内）を3か国で実施する。パイロット事業の実施候補国は、ICSA策定状況、先行パイロット事業の成果を踏まえた次期パイロット事業概要（コンセプトノート）作成状況及び2023年3月にIFNA事務局が開催した地域研修参加状況等を踏まえ、ガーナ、モザンビーク、チャド或いはナイジェリアを想定するが、事業概要の作成状況等により変更もあり得る。持続可能性を考慮し、現地NGO、研究機関、ローカルコンサルタント等に委託のうえ、パイロットプロジェクトカウンターパート（CP）となるパイロット事業実施国の実施機関主体で事業を実施する。CPがパイロット事業から抽出された成果、

<sup>5</sup> 「農業を通じた栄養改善」、「マルチセクターで取り組む栄養改善」等（2017年～：筑波センター）。委託先はNPO法人国際農民参加型技術ネットワーク（IFPaT）。

<sup>6</sup> 第一回地域研修（2023年3月、於ガボン）は、ECCAS（中部アフリカ諸国経済共同体）と協働の上、加盟11カ国のうち10カ国が参加。

課題を同事業内のワークショップ等を通じて各国政府及び他ドナー等に報告する際の側面支援を行い、パイロット事業終了後の他ドナー等による関連活動の継続（ICSA 展開）を促進する。

なお、別途 JICA が AUDA-NEPAD に業務委託予定の「NFA アプリ活用促進調査」と連携の上、「ICSA 展開促進調査」のパイロット事業（ICSA 展開型）関係者に同アプリ活用に向けた研修を実施し、同アプリの試行を行う。同試行を通じ、今後の NFA アプリの普及、及び継続的活用に向けて明らかになった課題を抽出のうえ、「NFA アプリ活用促進調査」へのフィードバックを目的に、改善に向けた提案を取りまとめる。

## （２）パイロット事業（研修員 FU 型）の実施

課題別研修員及び地域研修参加者による帰国後の栄養改善活動（アクションプラン）の実施状況について、経済開発部、筑波センター及び IFNA 事務局を通じて情報を入手すると共に、必要に応じて直接、帰国研修員よりオンライン等により情報収集を行う。パイロット事業選定基準を提案の上、対象とするアクションプランを選定し、同実施を支援する。パイロット事業から抽出された成果、課題、対応策、教訓等をふまえ、今後の活動継続、他国での展開に向けた提言を取りまとめる。

## （３）先方政府等による ICSA に基づく活動の持続的な実施支援

パイロット事業実施を踏まえ、CP による ICSA 推進に向けた資金動員を目的にその他の援助機関等との情報共有及びマッチングに係る側面支援を行う<sup>7</sup>。具体的には、CP がドナーや政府関係者、NGO 等に対し、パイロット事業終了後の活動持続性の確保のための連携提案等を行う際に必要に応じて側面支援を行う。

## （４）IFNA 関連 JICA 等事業レビュー

これまでの JICA による IFNA 関連事業概要及び実績を取りまとめ、評価 6 項目の観点から評価を行い、教訓と IFNA（2016～2025 年）後の JICA による栄養改善事業に係る提言を取りまとめる（国内業務のみ）。

## 2. 具体的な業務内容は以下のとおり。

### （１）パイロット事業（ICSA 展開型）の実施

南アフリカの IFNA 事務局（JICA 企画調査員等）を中心に相手国関係者と合意した事業概要をもとに、JICA 経済開発部、対象国の JICA 事務所、及び IFNA 事務局が、対象となるパイロット事業（2023 年度開始 1 件）を本業務の契約締結までに選定する。また、2024 年度に開始する 2 件については、2023 年 12 月までに選定する。ガーナ（2023 年度開始）、モザンビーク、チャド或いはナイジェリア（2024 年度開始）を想定しているが、事業概要作成状況次第で変更もあり得る。

パイロット事業実施後の実施継続につき、マッチング可能性のある他ドナー等<sup>8</sup>の事業案および資金源について IFNA 事務局を中心に整理を進めているところであり、事業実施後に他ドナー等が関連事業を実施（ICSA 展開）できるよう、CP が主体で行う他ドナー等の意向確認を側面支援する。なお先方政府の予算サイクルや既存案件のプロジェクトサイクルに対応できるよう実施のタイミングには留意する。

<sup>7</sup> パイロット事業に対する資金動員に向けて必要と考えられる受注者による側面支援活動について、プロポーザルで提案すること。

<sup>8</sup> ガーナ（FAO、ワールドビジョン）、モザンビーク（IFAD）、ナイジェリア（WFP）等による資金動員の可能性について協議中。

➤ パイロット事業業務に係る現地再委託契約手続き

パイロット事業の実施は、IFNA の有効性について各政府やドナーの認識を高め、更には他ドナーが事業を実施するきっかけとなることを目的としており、持続可能性を考慮し、CP 主導によるパイロット事業の実施監理業務を現地 NGO や研究機関、現地ローカルコンサルタント等に再委託する。委託先の検討に当たっては、栄養にかかる活動を実施する実績を有し、且つ他ドナーの資金も活用している NGO 等について、先行調査「IFNA における ICSA 展開促進及び研修事業促進基礎情報収集・確認調査」ファイナルレポート、対象国カウンターパート及び JICA 事務所からの情報を踏まえ、候補となる現地再委託先を 3~4 者選定の上、調達を実施する。再委託費として、1 件あたり定額で 1,534 万円を計上すること（第 3 章 4. の（4）に記載のとおり）。

➤ パイロット事業（現地再委託）の監督

受注者は、パイロット事業委託先との契約及びキックオフ会合時、後述する NFA アプリ試行時、及びパイロット事業終了時に現地に渡航し、契約に係る手続き・精算、パイロット事業関係者との協議支援、ドナー等開発パートナーとの協議支援等を実施し、パイロット事業（現地再委託）を監督する。

➤ NFA アプリの試行（研修教材作成、研修実施、課題の抽出、改善点提案）

別途 JICA が実施予定の「NFA アプリ活用促進調査」と連携の上、「ICSA 展開促進調査」のパイロット事業（ICSA 展開型）関係者（特に保健分野及び農業分野関係者）による NFA アプリ試行に向けて、受注者は、同研修教材を作成する。同研修教材での研修実施後の、関係者による NFA アプリ試行結果を踏まえ、①アプリの不具合の有無、②今後同アプリの継続的活用に向けた課題の抽出、③同課題の改善策の提言を取りまとめ、「NFA アプリ活用促進調査」へのフィードバックを行う。

➤ パイロット事業の成果・課題・教訓の取りまとめと提言の作成

受注者は、パイロット事業を通して得られた MSA 及び NFA アプローチの有効性を含めた成果、課題、教訓及び提言を取りまとめる。

➤ パイロット事業実施国の関係省庁・ドナー等への報告（マッチング）支援の実施

パイロット事業終了時に、CP が同事業の成果、課題、教訓、及び提言について、各国政府及び他ドナー等に報告し、事業終了後の活動継続（ICSA 展開）に向けたマッチングを行う際の側面支援を行う。

（2）パイロット事業（研修員 FU 型）の実施

発注者は 2017 年から栄養に関する課題別研修を実施している。これまで農村地域において農業を通じた栄養改善に取り組むアフリカ地域 23 か国の中央および地方政府機関の行政官 43 名<sup>9</sup>を対象に、所属部署における農業を通じた栄養改善プログラムを計画、実施、管理するために必要な知識と能力を強化してきた。また、2023 年 3 月からは、IFNA 事務局がアフリカ地域機関と協働の上、IFNA に係る地域研修を開始した。研修員は帰国後に行う、栄養改善活動のアクションプランを研修時に策定している。

➤ パイロット事業（研修員 FU 型）の選定・実施支援

<sup>9</sup> ガーナ 6 名、ナイジェリア 7 名、ケニア 3 名、エチオピア 7 名、マラウイ 7 名、モザンビーク 4 名、セネガル 9 名、ブルキナ 21 名、マダガスカル 13 名、スーダン 1 名、チャド 1 名、ベナン 2 名、中央アフリカ 1 名、ガボン 1 名、ギニア 3 名、リベリア 2 名、ニジェール 1 名、ルワンダ 3 名、南スーダン 4 名、トーゴ 1 名、ウガンダ 3 名、ザンビア 3 名、ジンバブエ 1 名、アルジェリア 1 名、コンゴ民主共和国 8 名、タンザニア 1 名、チャド 2 名、ボツワナ 6 名

2017-2019 年度の課題別研修受講者については、先行調査「IFNA における ICSA 展開促進及び研修事業促進基礎情報収集・確認調査」ファイナルレポートを参照し、年度毎に形成されたネットワーク等の活用により、その後のアクションプラン実施状況の確認を行う。また、2020-2022 年度の研修員については、別途「全世界食料安全保障及び IFNA の推進に関する情報収集・確認調査」において研修員へのアンケート調査を通じてアクションプランの実施状況の確認が行われることから、同調査結果にてアクションプランの実施状況を確認する。実施中のアクションプランの中から、活動持続性確保（資金源確保）及び他国での展開に向けた優良事例と判断されるアクションプランの選定基準を提案<sup>10</sup>し、発注者と確認の上最終化する。同基準に基づき、各研修員のアクションプラン及び実施状況を評価し、2023 年度に 2 件（2 名）、2024 年度に 2 件（2 名）を選定の上、同アクションプラン実施の側面支援を行う。なお、同アクションプラン実施経費として、1 件あたり定額で 100 万円を計上すること（第 3 章 4. の（4）に記載のとおり）。

➤ パイロット事業の成果、課題、対応策、教訓、提言の作成

活動の持続性確保（資金源確保）及び他国での展開の観点から、成果と課題（阻害要因）の抽出、同課題対応策及び教訓等を抽出の上、提言として取りまとめる。

（3）先方政府等による ICSA に基づく活動の持続的な実施に係る側面支援

➤ パイロット事業の実施支援とモニタリングの実施

本調査後の活動の継続（ICSA 展開）については、相手国政府と共に、JICA の他に現地 NGO、研究機関、他ドナー等の現地開発パートナーが実施支援を担う想定である。先行調査「IFNA における ICSA 展開促進及び研修事業促進基礎情報収集・確認調査」での課題と教訓も踏まえ、現地開発パートナー支援による活動継続を目指して、ICSA 展開型及び研修員 FU 型のパイロット事業実施のモニタリング・側面支援を行う。

➤ パイロット事業継続のためのマッチング活動支援の実施

対象国における関連ドナーの活動概況、関心事項等の情報を調査し、必要に応じて対面或いはオンラインインタビューを通じて情報を収集する。その上でパイロット事業継続に向けた資金動員を目的に、CP が資金源や実施主体となる開発パートナーに対し想定される継続事業について提案する等、開発パートナーとのマッチングに向けた活動に対し側面支援を行う。

（4）IFNA 関連 JICA 事業レビュー（国内業務のみ）

➤ IFNA 関連 JICA 事業実績の取りまとめと 6 項目評価対象事業の抽出

発注者（IFNA 事務局含む）から提供する関連情報及び HP 等の公開情報をもとに、これまでの JICA による IFNA 関連事業実績を取りまとめる。なお、事業実績として取りまとめる事業概要項目について提案<sup>11</sup>し、発注者と確認の上最終化する。また、評価 6 項目の観点から評価を行う事業の抽出基準を提案<sup>12</sup>し、発注者と確認の上最終化し、評価対象事業を選定する。

➤ JICA 及び IFNA 事務局に対する提言の作成

<sup>10</sup> パイロット事業[研修員 FU 型]の支援対象とするアクションプラン選定基準について、プロポーザルで提案すること。

<sup>11</sup> 事業実績として取りまとめる事業概要項目について、プロポーザルで提案すること。

<sup>12</sup> 評価 6 項目の観点から評価を行う事業の抽出基準について、プロポーザルで提案すること。

評価対象事業については、CP 等関係者へのオンラインヒアリング等も行い、成果、課題、教訓を取りまとめる。それらをふまえ、IFNA 終了年（2025 年）後のアフリカでの栄養分野協力推進のための JICA 及び IFNA 事務局に対する提言を取りまとめる。

## 第 6 条 報告書等

### （1）調査報告書

調査業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は、ファイナルレポートとする。

各報告書の先方政府への説明、協議に際しては、事前に機構に説明の上、その内容について了承を得るものとする。

#### 1) インセプションレポート

記載事項：業務の基本方針、方法、作業工程、要員計画等

提出時期：調査開始後 1 ヶ月以内

提出方法：和文、英文（電子データ）

#### 2) パイロット事業報告書（7 か国分）

記載事項：パイロット事業概要、成果、課題、提言

提出時期：各国事業完了後 1 ヶ月以内

提出方法：和文、及び英文、仏文/葡文（パイロット対象国による）  
（電子データ）

#### 3) NFA アプリ試行報告書（3 か国分）

記載事項：「NFA アプリ活用促進調査」へのフィードバックのための、同試行により明らかになる課題等を取りまとめる。

提出時期：各国事業完了後 1 ヶ月以内

提出方法：和文、英文（電子データ）

#### 4) IFNA 関連 JICA 事業概要一覧

記載事項：対象案件実績表及び事業概要（項目は業務内で確定）

提出時期：2025 年 1 月 31 日

提出方法：和文、英文（簡易製本及び電子データ）

#### 5) ファイナルレポート

記載事項：

① 調査の概要（背景・経緯・目的）

② 調査内容（パイロット事業[ICSA 展開型]及び[研修員 FU 型]）

業務実施中に実施した活動、開発パートナーに関する情報収集結果、マッチング結果について記述

③ IFNA 関連 JICA 事業レビューに基づく成果、課題、教訓、2026 年以降の JICA の栄養改善の取り組みに向けた提言

④ 業務実施運営上の課題・工夫・教訓（調査実施方法、調査体制等）

添付資料

① 業務フローチャート

- ② 業務人月表
- ③ その他調査活動実績

提出時期：2025年2月28日

部 数：和文1部（簡易製本及び電子データ）

（2）その他の報告書類

1）業務計画書

記載事項：共通仕様書の規定に基づく

提出時期：契約締結後10日以内

提出方法：和文（電子データ）

なお報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。



## プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項 (プロポーザルの重要な評価部分)

プロポーザルの作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.(2)「2)業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行うこと。詳細については特記仕様書案を参照すること。なお、プロポーザルにおいては、特記仕様書案の内容と異なる内容の提案については、これを認めています。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリット及び費用／コストについての説明を必ず記述してください(ただし、上限額を超える場合は、別提案・別見積としてください)。代替案の採否については契約交渉時に協議を行うこととします。

No.	提案を求める内容	特記仕様書案での該当条項
1	パイロット事業に対する資金動員に向けて必要と考えられる受注者による側面支援活動。	第5条 調査の内容「1(3)先方政府等によるICSAに基づく活動の持続的な実施支援」
2	パイロット事業[研修員FU型]の支援対象とするアクションプラン選定基準。	第5条 調査の内容「2(2)パイロット事業(研修員FU型)」
3	事業実績としてとりまとめる事業概要項目。	第5条 調査の内容「2(4)IFNA関連JICA事業レビュー」
4	評価6項目の観点から評価を行う事業の抽出基準	第5条 調査の内容「2(4)IFNA関連JICA事業レビュー」

## 第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

### 1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- (1) コンサルタント等の法人としての経験、能力
  - 1) 類似業務の経験  
評価対象とする類似業務：栄養改善に係る各種業務
  - 2) 業務実施上のバックアップ体制等
  - 3) その他参考となる情報
- (2) 業務の実施方針等
  - 1) 業務実施の基本方針
  - 2) 業務実施の方法  
1) 及び2) を併せた記載分量は、10 ページ以下としてください。
  - 3) 作業計画
  - 4) 要員計画
  - 5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容
  - 6) 現地業務に必要な資機材
  - 7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合）
  - 8) その他
- (3) 業務従事予定者の経験、能力
  - 1) 評価対象業務従事者の経歴及び業務従事者の予定人月数  
プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者の担当専門分野及び想定される業務従事人月数は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。
    - ① 評価対象とする業務従事者の担当専門分野
      - 業務主任者／IFNA
      - 事業評価
    - ② 評価対象とする業務従事者の予定人月数  
約 8.75 人月
  - 2) 業務経験分野等  
各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。  
【業務主任者：業務主任者／IFNA】
    - ① 類似業務経験の分野：IFNA 及び栄養改善に係る各種業務
    - ② 対象国及び類似地域：アフリカ地域
    - ③ 語学能力：英語
    - ④ 業務主任者等としての経験

【業務従事者：事業評価】

- ① 類似業務経験の分野：事業評価に係る各種業務
- ② 対象国及び類似地域：全途上国
- ③ 語学能力：英語

## 2. 業務実施上の条件

(1) 業務工程

本業務は、2023年8月中旬から2025年3月上旬までの約19カ月

(2) 業務量目途と業務従事者構成案

1) 業務量の目途

約 16.67人月（現地：9.77人月、国内：6.9人月）

2) 業務従事者の構成案

業務従事者の構成（及び格付案）は以下を想定していますが、競争参加者は、業務内容等を考慮の上、最適だと考える業務従事者の構成（及び格付）を提案してください。

- ① 業務主任者/IFNA（3号）
- ② 事業評価（4号）
- ③ 栄養/NFA

3) 渡航回数 の目途 全9回

(3) 現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント、NGO等）への再委託を認めます。現地再委託にあつては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施・監督方法等につき、可能な範囲でより具体的な提案を行うこと。

1) パイロット事業[ICSA展開型]の実施（第3 2.（1））（定額計上とすること）。

(4) 配付資料／公開資料等

1) 配付資料

- 「アフリカ地域 2022年度 IFNA 活用調査・栄養改善アドバイザー業務」最終報告書

2) 公開資料

- 「アフリカ地域 IFNAにおける ICSA 展開促進及び研修事業促進情報収集・確認調査」ファイナルレポート

<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000047081.html>

- 「アフリカ地域 IFNA 全アフリカ展開に向けた情報収集・確認調査」ファイナルレポート

<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000047273.html>

#### (5) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	無
2	通訳の配置（*語⇔*語）	無
3	執務スペース	無
4	家具（机・椅子・棚等）	無
5	事務機器（コピー機等）	無
6	Wi-Fi	無

### 3. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

### 4. 見積書作成にかかる留意事項

見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2022年4月-2023年4月追記版）」を参照してください。

（URL：<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>）

#### (1) 契約期間の分割について

第1章「3. 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合（又は競争参加者が分割を提案する場合は、各期間分及び全体分の見積をそれぞれ作成してください。

#### (2) 上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積が提出された場合、同提案・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案については、プロポーザルには含めず、別提案・別見積としてプロポーザル提出時に提出ください。

別提案・別見積は技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるか否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

①超過分が切り出し可能な場合：超過分のみ別提案・別見積として提案しません。

②超過分が切り出し可能ではない場合：当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

（例）

セミナー実施について、オンライン開催（上限額内）のA案と対面開催（上限超過）のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積にはA案の経費を計上、B案については、別提案においてA案の代替案であることがわかるように説明の上、別提案として記載し、B案の経費を別見積にて提出。

### 【上限額】

**69,111,000円（税抜）**

なお、定額計上分 52,620,000円（税抜）については上記上限額には含んでいません。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザル提出時の見積には含めないでください。プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内での提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含めます。

また、上記の金額は、下記（3）別見積としている項目を含みません。

**なお、本見積が上限額を超えた場合は失格となります。**

#### （3）別見積について（評価対象外）

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。

- 1）旅費（その他：戦争特約保険料）
- 2）一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- 3）新型コロナウイルス感染対策に関連する経費
- 4）直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 5）**上限額を超える別提案に関する経費**
- 6）**定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費**

#### （4）定額計上について

定額計上した経費については、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者による見積による積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。

	対象とする経費	該当箇所	金額（税抜き）	金額に含まれる範囲	費用項目	
1	パイロット事業業務に係る現地再委託	「第2章特記仕様書案 第5条2. 業務の内容(1)パイロット事業（ICSA展開型）の実施」	46,020,000円	ローカルコンサルタント 400千円月×12か月(4,800千円)、燃料費・雑費 45千円×12か月(540千円)、現地活動費(10,000千円) 計 15,340千円 / 1事業当たり	再委託	
2	パイロット事業（研修員FU型）	「第2章特記仕様書案 第5条2. 業務の	4,000,000円	アクションプラン実施経費一式	一般業務費	雑費

	実施経費	内容(2)パイロット事業(研修員FU型)の実施				
3	資料翻訳費		1,400,000円	翻訳料(和文葡訳)(和文仏訳)	一般業務費	資料等翻訳費
4	資料翻訳費		1,200,000円	翻訳料(葡文和訳)(仏文和訳)	一般業務費	資料等翻訳費

(5) 見積価格について、  
各費目にて千円未満を切り捨てた合計額(税抜き)で計上してください。

(6) 旅費(航空賃)について

参考まで、JICAの標準渡航経路(キャリア)を以下のとおり提示します。なお、提示している経路(キャリア)以外を排除するものではありません。

【ガーナ】

成田⇒ドバイ⇒アクラ  
成田⇒パリ⇒ダカール⇒アクラ

【モザンビーク】

成田⇒ドーハ⇒マプト

【チャド】

成田⇒バンコク⇒アジスアベバ⇒ヤウンデ⇒ロメ⇒ンジャメナ

【ナイジェリア】

成田⇒ドーハ⇒ラゴス

(7) 業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

(8) 外貨交換レートについて

1) JICAウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。  
(URL:[https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/rate.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html))

別紙：プロポーザル評価配点表

## プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
<b>1. コンサルタント等の法人としての経験・能力</b>	<b>(10)</b>	
(1) 類似業務の経験	(6)	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)	
ア) 各種支援体制 (本邦/現地)	3	
イ) ワークライフバランス認定	1	
<b>2. 業務の実施方針等</b>	<b>(40)</b>	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	18	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18	
(3) 要員計画等の妥当性	4	
(4) その他 (実施設計・施工監理体制)	-	
<b>3. 業務従事予定者の経験・能力</b>	<b>(50)</b>	
	<b>(34)</b>	
(1) 業務主任者の経験・能力/業務管理グループの評価	業務主任者のみ	業務管理グループ
① 業務主任者の経験・能力: <u>業務主任者/IFNA</u>	(34)	(13)
ア) 類似業務の経験	13	5
イ) 対象国・地域での業務経験	3	1
ウ) 語学力	6	2
エ) 業務主任者等としての経験	7	3
オ) その他学位、資格等	5	2
② 副業務主任者の経験・能力: <u>副業務主任者/〇〇〇〇</u>	(-)	(13)
ア) 類似業務の経験	-	5
イ) 対象国・地域での業務経験	-	1
ウ) 語学力	-	2
エ) 業務主任者等としての経験	-	3
オ) その他学位、資格等	-	2
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	(-)	(8)
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	-	-
イ) 業務管理体制	-	8
(2) 業務従事者の経験・能力: <u>事業評価</u>	<b>(16)</b>	
ア) 類似業務の経験	8	
イ) 対象国・地域での業務経験	2	
ウ) 語学力	3	
エ) その他学位、資格等	3	